

投資者の皆さまへ

債券の売買取引について

当社の窓口における債券の売買については、以下の点について十分ご理解のうえお取引いただきますようお願いいたします。

なお、新規発行の債券のご購入にあたっては「契約締結前交付書面」をご確認いただき、「目論見書」または「募集要項」等をご覧ください。

*新株予約権付社債および ST 社債を除きます

*当社の業務委託を受けた金融商品仲介業者を通じた取引を含みます

1 債券の取引について

債券の売買に際しては、証券会社を通じて金融商品取引所に注文を発注する「取引所内取引」と、証券会社の店頭でお客様と証券会社とが相対（あいたい）で取引を行う「店頭取引（取引所外取引）」がありますが、当社では店頭取引のみの取り扱いとなります。

なお、約定が成立した場合は、その注文を取り消すことはできません。

〈店頭取引について〉

店頭取引は、お客様と証券会社との相対取引ですので、お取引になる証券会社によって取引価格が異なります。

また、店頭取引を希望されても、すべての銘柄について売買できるわけではありませんので、売買可能な銘柄かどうかについては、当社店頭にて、お問い合わせください。

2 取引に必要な費用

- ・債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみお支払いいただきます（購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります）。
- ・外貨建て債券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換、または、異なる外貨間での交換をする際には、外国為替市場の動向に応じて当社が決定した為替レートによるものとします。



SMBC日興証券

商号等：SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会

3

債券投資とリスク

債券をはじめ、金融商品への投資にはリスクが伴います。投資する際の利回りは、この投資リスクが高いか低いかによって決まると言っても過言ではありません。お客様の資金の性格に合わせ、どれだけのリスクなら許容できるかをよく考えて、お客様ご自身の責任と判断で投資決定を行う必要があります。

(1)元利払いリスク(信用リスク)

発行者や、元利金の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、利払いや元本の返済が滞ったり、支払い不能が生じたりするリスクをいいます。

(2)金利変動リスク(価格変動リスク)

債券の市場価格は、基本的に市中の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落(利回りは上昇)し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇(利回りは低下)することになります。償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却時の金利の状況によって売却益がでる場合も売却損がでる場合もあります。

(3)流動性リスク

債券は市場価格で売却することにより途中換金が可能ですが、市場環境の変化により流動性(換金性)が低くなることも考えられます。極端な場合には、店頭取引において買い取りが行われなくなる可能性もあります。

(4)為替リスク

外貨建て外債、デュアルカレンシー債等、元本または利子の受け取りが外貨で行われるものについては、それぞれの受取時点における為替レートの水準によって円貨換算したときの受取額が異なり、投資元本を割り込むことがあります。

(5)カントリーリスク

外国債券は、さまざまな国の発行者によって発行されます。したがって、その国の政治・経済・社会情勢の変動によっては大きな影響を受けます。

4

投資の参考情報

日本証券業協会では、投資者の皆さまが債券の店頭取引を行う際の参考情報として「公社債店頭売買参考統計値」および「個人向け社債等の店頭気配情報」を原則として毎営業日、発表しております。これらの情報は、インターネット(日本証券業協会のホームページ <https://www.jsda.or.jp>) や一部の新聞等においてもご覧になれます。

また、当社の店頭にて、または金融商品仲介業者を通じて、これらの価格情報のほか、金融商品取引所における約定価格(または最終気配)、ならびに当社で販売した外国債券の価格情報をお問い合わせいただけます。

5

税金

債券の売買にかかる税制については優遇税制等がありますので、詳しくはお問い合わせください。

6

取引報告書の確認を忘れずに

債券の売買が成立すると、当社から取引報告書を郵送または電子交付させていただきます。ここには取引された債券の銘柄名(回号)、額面金額、受渡代金等が記載されています。注文の執行に間違いがないか、よくご確認いただくとともに、後日、取引の証拠書類となりますので保管しておくことをお勧めします。